

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

## 給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から**30日後**が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和4年1月以降の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から  
確認書が届きます（要返送）  
※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で住民登録のある市区町村から  
確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

### 申請が必要です

申請期間：令和4年6月1日（水）  
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に  
申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

※令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金未支給等の世帯のみ

- 対象となる世帯には、基準日(令和4年6月1日)時点でお住まいの市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、市区町村に返信してください。



### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと  
※口座内容が記載されていない場合等は、口座内容の記入と必要書類の貼り付けが必要となります。
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③令和3年度分の住民税が非課税の世帯であり、世帯の中に住民税が課税となる所得があるにも関わらず未申告である者はいないこと
- ④既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主であったものを含む世帯ではないこと
- ⑤「世帯主氏名」、「確認日」、「連絡先電話番号」のご記入漏れのないこと



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、申請時にお住まいの市区町村に、ご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東京都区部の場合）単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

播磨町役場

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

**079-441-0022**

受付時間 平日8:30~17:15